

平成26年度 第4回函館市福祉政策推進会議 会議概要

■日 時

平成27年3月24日（火） 午後6時25分～7時55分

■場 所

函館市役所 8階第2会議室

■協議事項

- 1 「市民後見推進事業」について

■出席委員（5名）

池田委員，岩崎委員，小岩委員，丸藤委員

■欠席委員

永澤委員

■傍 聴

なし

■報 道

函館新聞社

■事務局職員

- ・保健福祉部 種田部長，藤田次長，
地域福祉課 佐賀井課長，久慈主査
高齢福祉課 成澤課長，黒田主査

■会議要旨

- 1 開会
- 2 協議事項
- 3 その他

池田座長

ただいまから平成26年度第4回函館市福祉政策推進会議を開催する。会議次第に従い、8時頃を目途に進めていきたいのでご協力をお願いします。

資料について事務局から説明をお願いします。

事務局（成澤課長）

－ 資料の説明 －

座長

今、成澤課長さんから説明がありましたけれども、これ岩崎先生を中心にしてまとめてきたのですけれども、お金の問題がでていたでしょ、報酬の問題、これって先進地はどうかの。

成澤課長

今回ですね、東京都、小樽ということで調査したのですけれども、こちらについては、いずれも報酬付与の請求はしているところなのですね。ですけれども、例えば、大阪市というのはですね、大阪市のルールで市民後見人は後見報酬を請求しないというふうにルールを取り決めて無報酬でボランティアで活動している、そういう地域もございます。それぞれの自治体というのでしょうか、そういったところの方針で変わってきているところでもございました。

座長

地域によって違うということなんだね。

今のいろいろ説明ありましたけれども、この検討委員会の報告では、後見実施機関の運営というのは、社会福祉協議会が適当であるというような内容になっていますけれども、どうなんだろう。今日はその辺を中心にして議論して見る必要があるかもしれない。社協の体制ができているかどうかという問題もあるけれども、昔、認知症懇話会というのがあったのですね、それは本来社協がやる仕事でないのかなと思ったりなんかもしていたのだけれども、結局、社協が何も動かないで、市を中心にしながら動いてきたよね。社協は、そういう体制できているのだろうか。これ市が中心になって社協を動かしていくという形になるのだろうか。社協は適当なのではないか。三浦先生どうですか。社協を中心にしてやっていくのが良いのかどうかという点で。

三浦委員

いいのではないのでしょうかね。あの、ちょっと質問よろしいですか。議長の投げかけに逆らっているわけではないですが、成澤課長からお話ありましたけれども、今なぜ函館で成年後見なのか、市民後見なのかというあたりを、というのは、平成12年から社会福祉構造改革、介護保険制度がスタートして、その時点で利用者の視点に立てば、提供する人利用する人、対等な関係ですね、そういう意味でスタートしたわけです。それから今、座長がおっしゃった日常生活自立支援事業、これも同時にスタートした。それが今、もう15年経ちました。確かに全国どこでもすぐスタートしたわけではありませんで、大阪、東京あたりも、2005年あたりからですね、とりかかっているようですが、そういう中で函館というのは、最初の説明にありましてとおり、高齢化が極端に高いわけですよ。平成12年スタートした時点の高齢者の数というのは、6万2千人ぐらいですか、今は8万4千人ぐらい、まとめると、2万2千人ぐらい増えているわけ。そういう中で、さっきおっしゃった日常生活自立の2以上になるといって、平成12年頃のスタート時点で、だいたい7千4百人、それが現時点では約1万人ですかね。そういう倍率にすると、1.3倍から1.4倍に増えている。それが今結果そうなっているわけだから、取り組むということに対しては、私は非常にいいなと思います。賛成します。だけれども、ただ今回の取り組みが、函館市独自の発想があったのではないのかな、そこは別に問わないのですが、今にいたったということと、そういう意味では是非早く、この市民後見人の候補者の養成に取り組んでいただきました良いことだなと思いますが、それと要するに後見実施機関のスタートがいつなのか。これは後見人養成の研修受講者の中にも、結構疑問点があった。というのは、最終の、いつそれを束ねるところがいつできて、そこでどういう養成をしていって、家庭裁判所とどういうやりとりをして、そして登録された人間が実際に活動する、それがばふっとしているわけですよ、受講者からしますと、その辺が明快でないわけですよ。いや急いでつくるのですよとおっしゃっているけれども、その辺が全く・・・これ岩崎先生に聞きたいのですけれども、どっちが先なのか、束ねるところが先なのか、私は束ねるところがきちっとできあがって、きちっと市と密接に連携をとって、名前が登録されて、家庭裁判所に推薦をして、そして現実に働く時には、そこからOKが来て、そして動き出すのかな、そう思うのですけれども、そういう意味では、同時か、あるいはどちらかといくと、それを束ねる機関がきちっとできあがって、それからスタートする、現実ね。それがなんとなく自然なのですよ。そうならないものだから、その辺はどういうわけだったのかということと、

池田座長

三浦先生，一つずついこう。先生の質問が少し長すぎて，どこで切れば・・・

三浦委員

質問は一つですよ。もう一つは，日常生活自立支援事業。これも1回で全部質問しないとまずいから・・・結局，日常生活自立支援事業，同じ頃スタートした，どっちかというところ，レベルとすれば，こんなに認知症ね，あるいは障がいがある人が重くない人，軽い人，そういう人を相手にする日常生活自立支援事業，それから今回の市民後見人，成年後見制度ですね，私は，人間の一生かけてずっとつながっていると思うのですよ，人にもよるけれども，軽い人がだんだん重くなって行って，そして本当に成年後見が必要な人，場合によっては任意後見もあるかもしれない。そういう中で，これはどこかで，そこを束ねてきちっとフォローするというね，そういう意味では私は，これから社会福祉協議会が力をつけて，これを市とパートナーシップと盛んに言っているわけですから，そういうことで，保健福祉部もよく教育するといったら怒られるね・・・そういう連携をとりながら社協にやってもらって，岩崎先生の委員会のほうでも，社会福祉協議会がふさわしいという回答をいただいているわけですから，そのようなことですね，ぜひ，今までのいきさつがどうなのか，後見実施機関をどうするのか，この辺ね，やはり，そしてそれに対して，市はどのようなビジョンを持っているのか，この市民後見の対象となる方々をどうしようとしているのか，そういうビジョン，将来をどうするのか，そういうことを持ちながら，やはり後見実施機関というものを設定すると思うのですよ。その辺を現時点で・・・まだ少しかかります，それでいいですけどね，お答えください。

成澤課長

市民後見人の養成と後見実施機関の設置についてですが，三浦委員のおっしゃるとおりだと思います。市民後見人を養成したら，それを支援する器というのでしょうかね，後見実施機関のほうに既にあるというのが，そういうのが最も望ましい形であるというふうに私も考えます。ただ，今回ですね，どうしても市民後見人の養成のほうに先になってしまっていて，実際にこの後見実施機関を設置するためにですね，やはり準備期間というものが必要だなということで，28年度の設置を今目標にしてですね，計画を立てているという状況になっております。その間1年間ありますけれども，そこについては市のほうできちんとフォローしていくということで，市民後見人の皆様に，今回養成した市民後見人の方々へのフォローアップ研修なんかも実施したいというふうに考えておりまして，1年間をつなぎながら，今度は28年度以降ですね，できあがった後見実施機関のほうに市民後見人の方々を登録していただいているということになり

ます。もちろんその間にですね、家庭裁判所といろいろ相談して、詰めていきながら、どういう形で推薦をして、そして家庭裁判所が選任をするのか、そういったことも含めてですね、十分に打合せしていく必要があるだろうというふうに思っています。まだまだ決まっていないことばかりでありますけれども、それから、日常生活自立支援事業についてもですね、実は私も、全く同感でありまして、市社協が早めにですね実施をしてくれれば良いなというふうには思っておりましたので、そういったことにはどうですかという投げかけをしてきたのですけれども、残念ながら今まだ現実に至っていないということで、ご返事をいただいていたのですよね、もしも、この社会福祉協議会がこの後見実施機関ということで受託する場合には、この自立支援事業と一緒に、三浦先生おっしゃるように、判断能力の度合いに応じてですね、連続して切れ目なく支援ができていくような体制がとれるだろうというふうに思っていますので、是非この事業をやって欲しいということです。

三浦委員

ありがとうございます。座長ね、少し話題がそれるようで、それていない・・・日常生活自立支援事業、函館で何人使われていると思います。これだけの高齢者がいて、あるいは障がいの方がいらっしゃるのに、6人だけです。考えられないですよ。何をやってたかということです。これは函館市役所ではなくて、道社協なのですけれども、やはり早くね、それは、あの函館市以外の町村も含めて仕事をしているものだから、一樣そのほうがどっちかという、となり近所親しいですよ、別に「こんにちは」までいかなかったって、外を歩いていると分かるわけだ、そういう間柄と、27万の人が住んでいる、私の隣近所と、また違うわけですよ。そういう違いがあるわけだ、だからそこはきちんとわきまえて、今その日常生活自立支援事業の専門医というのは、函館から引き上げて江差にいますから、どうなのですか、そんなことやって、だからこそ私は一緒に動くような、つながるようにしなければ駄目だよということで、今成澤課長からいただきましたので、ありがとうございます。私は、それからこの後見実施機関というのは、せっかく急いで、急いでやる、補正してでも。今年度中にやるのですよ。それでなかったら15年も遅れて何していたのだ、私も責任ありますけれども、本当にこれだけの、日常生活自立度2以上の人が何万人といえるのにも関わらず、やっと家庭裁判所判断で百人〇動いているということで、そんなことがあってはなりません。やはり福祉の視点に立つのであれば、こういう岩崎先生の委員会でも揉んでいただいたとうことで、おかげさまで、そういう意味で是非早く実現するようお願いをして、今日は私質問しないつもりですけれども、場合によっては・・・

座長

岩崎先生何かありますか。

岩崎委員

今の委員会のほうでも、まあ、三浦先生がおっしゃられたような意見は出ました。それで、まず、養成することと同時に、このセンターですか、設置することについて意見出ました、かなり強く出たのですけれども、それをどのように設置して、この養成した市民後見人をどのように支援していくのか、サポートしていくのかということをお繋の課題だということでは、〇・・・出てますし、それに伴って、先生がおっしゃったように、管理をきちっとして、リーダーシップかもしれないのですけれども、社協は本当にどうなのか、これまでの取り組みの中でということでの、様々な状況もあります。それも委員の中で、いろいろな形ありましたけれども、ともかくやはり社協がふさわしい、それに変わるものとしてどうなのかということの、いろいろな意見が出まして、その時に、今社協にどのような支援をして、きちっとした体制を整えるようなバックアップを、行政側できちっと責任をもって予算確保して、更にそれを全部社協じゃなくて、それをどのように連携をとりながら、支援していくかということが、委員会の中での意見として出てきたというふうに思っています。なるべく早く設置して、体制を整えるということです。それと、いいですか話をして、あと、まとめる上でですね、でていたのが、三浦先生のお話にもありましたように、やはり今後の方向として、私自身もですね、このようにようやくスタートしたわけですが、養成も終わるところで、育っていますね。これをどのように、定着させていくのかということがあって、やはりいろいろな先進的な地域ありますけれども、函館市の状況もいろいろありますので、それについて、きちっと現状を踏まえておいて、各関係機関にやはり、例えば社協にするにしても、関係機関とのやはり理解・協力は必要ですので、その辺成年後見制、市民後見の養成の状況をきちんとアピールしながら、今取り組むべきことについて整理して、一步一步進んでいくことが、大切かと思っていますし、市民後見これがひとまず養成第一段階、進歩したわけですがけれども、それについてのフォローアップ体制が大切だということで、市のほうでも見据えているけれども、私も、その今度、研修のバックアップ、フォローアップ研修するのに、やはりその中で市が、何を目指して、どういうふうにスキルアップしていくのかというような、その研修内容の充実、プログラム構成が重要になるかと思うのですね、それがまず1点と。

それともう一つ、養成していく中での市民後見に対して、どのように関係機関、

あと市民の人に、そういうようなことの意味付けを理解してもらおうかということも併せて、いわゆる啓発をやっていくことも必要かということ。

後は、市民後見人が、その研修を積んだ上で、実際に実務を通じて、スキルアップした上のフォローアップ体制、バックアップ体制をしていくことですよ。そのためには、何をいってもまず、先ほどの委員会でも出ました成年後見の実施機関の設置・運営ということで、その辺までは委員の中でもいろいろな、私の検討委員会でも出たのですね、それを具体的にどうするのですかということについてが、もう一步この段階の会議の中では、特に実施機関のところについては、まだ十分詰め切れていない段階、むしろ、それも設置する運営、協議会を設置して、そこで検討していくようなことになるであろうということ、そういう経過です。

座長

ありがとうございました。もし、これ社協が受けないというふうになった時に・・・

三浦委員

座長、今、関連質問ですから。社協は受けますよ、それは。

座長

別の、例えばNPO法人で受けるとか、そういうことも可能なのかどうか。

三浦委員

理論上は、それは可能ですよ。

岩崎委員

理論上は可能ですけれども、函館市内の現状を考えて、現在社協がふさわしいのではないかということです。

三浦委員

これは、日常生活自立支援事業の、今そういう意味では、受けようとしているわけだ、今江差のほうに女の人が一人いるだけだから、そういうのはいけないよといっている・・・この間も、後見人の養成研修の中で、講師をしていただいた、江差から来てね、講師をしてくれた方もいらっしゃる、そう意味でやはり、委員会でも結論として函館市社協がふさわしいというご意見もいただいていますし、それは大丈夫ですよ。私が保障しますわ。みんなの、市民の社協

ですよ、それを育てるといふ使命に立たないといけません、駄目でしょうかどうでしょうかではないのですよ、やってもらいましょうといっているのですよ、保健福祉部も、部長以下そういう視点に立つ、そういうことで・・・それよりも早くつくるといふことを是非お願いをしますよ、以上です。

岩崎委員

特に社協といふことで、それについてバックアップですね、その意味での財源確保して、先ほどの〇・・・で、最低まずはスタート、専門職2名、事務職員、これはスタートですからあくまでも、ずっと中長期に向けて、それをどんどんスキルアップする意味で、その中で運営していって人材を増やしていってといふことは、当然、中長期計画含めて、考えていくことは必要なると思います。

三浦委員

ここは岩崎先生と120%ぐらい・・・

座長

是非そういう方向で進んでくれれば良いけれども、丸藤さんどうでしょうか。

丸藤委員

この分野は詳しくないですけれども、いくつか思うところを話させてもらおうと、社協さん確かにやれると思うのですけれども、私の立場からいうと、せっかくこうやって市民後見人みたいな人がたくさん養成されていくと、やはり活躍の場といふか、自分がどうやって役にたっているかといふことを、常に市民後見人の養成を受けられる方が、持っていくということが多分モチベーションの高さだと思ふので、報酬は、多分それぞれの価値観が、いろいろとあると思ふます、そういう意味でいくと、社協さんのバックアップが必要だといふことであれば、そのバックアップをするといふような役を担うためのNPOみたいなもの、運営主体としてなるのかどうかは別にしても、**そういうようなNPO法人みたいに**してやる。市民後見人として、いろいろな養成を受けたので、かなりスキルは高くなっていると思ふますので、別にその成年後見とかの活動以外でも、多分まちづくりにプラスになる

NPO法人が担えるものとかといふのも、出てくると思ふので、そういう形でのNPO法人化といふのも視野に入れるといふことも一つ必要なのではないかといふふうに思ふます。同時になんかこう市民後見人といふと、いろいろな福祉の分野とか、あるいは高齢者に対応するのでも、例えば配食のサービスとか、移送のサービスだとか、ほかにもいろいろなものがあるのだけれども、なにかそ

こだけ孤立してやるのではなくて、いろいろな形のサービスをしている人達とのネットワークをきちんと組んでいって、配食を一生懸命やっている団体だったり、移送をやっている団体だったり、居場所を作っている団体だったり、いろいろなところの方々と、この市民後見人の方々がネットワークを作ることによって初めて、生かされていくのではないのかなというふうに思います。あと、もう一つは、やはり人数増やしていくとか、そういうことをしていかなければならないと思いますので、市民参加というか、ただ、単に市民後見人で募集しますという、結構な人数が来ているので、それはそれで素晴らしいのですが、これからもっともっと多分この必要性が高まっていくと思うので、例えば企業だとか、そういうところに行って、企業の方に理解をしていただいて、企業としてそういうところに受講していく、自分のところの社員が、それがもう当たり前の一つの企業の社会貢献で、CSRの一つとして、そういうものが当たり前に行われるというのが、これからの時代なんですよというところを押しでいかないと、一般にただ、市民後見人になりたい人を募集でなんとかというのでない、次の次元の公募の仕方というのか、飛び込みかた、社会参加の仕方というの、あるのではないのかなというふうに思っております。今のところ私のほうから考えているのは、そこら辺のところですけども。

岩崎委員

そうですね、支え合いというのは、それぞれの役割に応じて、立場からいろいろな活動をして、それがつながって初めて。

丸藤委員

そうです。今年度は終わりというかもしれませんが、中長期的なスタンスに立たないといけないので、そういうふうになると、そこら辺が必要となってくるのかなと思っております。

成澤課長

一つ丸藤委員のお話に関わってということで、今、NPOというお話がありました。実は今の丸藤委員のお話、直接関係するかどうか分からないですけども、実はほかの地域というのはですね、市民後見人の養成研修を受けて、実際には、市民後見人として、成年後見人を受任した方達の中から、集まってですね、NPOを立ち上げて、そしてNPO自体がですね、法人後見ということで成年後見を受任するに至っているという、それぐらい家庭裁判所から信頼を得ているという、そういう団体もあるということも聞いております。そういう形にまで発展していければ、本当に、新規で支えていく、そういう体制ができていくのではない

のかなというふうに思います。

座長

私も今そう思って、別の法人でもできるのかなと、地域づくりとかそんなことを考えていけば、そっちのほうが地域に一番良いのではないかと感じる。何も社協に頼ることはない、社協を信用していないわけではないですけども。

三浦委員

座長、それで何もおかしくないですよ。世の中15年でそう変わってきたのですよ。だけれども、理論的という現実論としてあるべき姿として、住民の権利擁護ということがある、法律上ね、社会福祉法、○構造改革それと地域福祉の担い手だよということなのです、二つあるのです、権利擁護と地域福祉の担い手、これはそういう意味では、丸藤委員のおっしゃるようにNPOも、そういう仕事を果たせるかな。ただ、社協というのは、位置的に、位置的というか、二十日みょうから言うと、そういうものも全部ひっくるめて、函館市全体の地域福祉を束ねる立場なんですよ。そこを我々きちっと押さえなければ駄目ですよ。それがやはり社協によって束ねるという、要するに社協の下に入りなさいとかそういうことではないのですよ、この市民後見人の理念というのを申し上げておくと、権利擁護と地域福祉の担い手ですよということなのです、これ間違いないですよ、私が言っているのではないですけども、教科書に書いていることですから、そういう意味で受け持って、そして、そういう仕組みの中に、皆位置付けをして、市民の福祉、地域福祉のために、皆活躍しましょう、目線は一つにして頑張りましょう、そういう意味です。そういう流れは岩崎先生がさっきおっしゃったとおりですから。

座長

それは分かるのです。本来の社会福祉協議会が本来の仕事をちゃんとやってくれる、それが一番なのです。ただ、今の体制だと、本当にできるのかなと・・・それを少し心配して。

小岩先生どう。

小岩委員

大変、勉強になりました、ありがとうございます。今、思っているのは、社協に是非、三浦先生はお勤めになったらいいのではないかな、そう思いました、それはただ、私の感想なのですが。やはり単体で考えないで、今私達が地域福祉で皆でつくるという前提で考えた時に、いろいろな立場でやはり福祉に関わ

る人が、増えたほうが良いと思っているのです。そういうことの一貫として、市民後見人制度というのも、やはり推進していくべきだと思うのです。機能としては、狭義の意味の、そういう後見ということもあるけれども、そのことを核にして、やはり地域福祉を皆で支えていこうというふうなものになっていくと良いなと思いました。私は少し家庭裁判所と関係があるのですが、今はとてもとても〇でやめてしまったのですが、調停をやっていたのです、調停の仕事は70歳までなのです。だけどそれが終わると、少年友の会というのがあります。それは本当に、〇で、年間3千円だったかな、会費払って、そしてやっていく会なのだけれど、やはりそういう〇も含めて、支援していこうという会、そこには、もっと調停委員だった方たちが、一杯入っているというふうなそういうシステムになっているのです。両方とも研修体制がある、きっちとしていて、調停委員としても、すごくいろいろな研修の機会を、また出た後の、友の会といっても、きちんと研修の機会があるのですよね。主催するのは、友の会のほうは友の会人が主催していくのだけれども、だけれどそこには深く、家庭裁判所の裁判官も事務官も調査員も、皆関わって、そしてやっているという・・・ちょっとクローズされた形なのですけど、そんなふうにして実際に機能する人、プラス卒業した人とか、そういう人たちが、やれるようなものをうまく結びつけていくと、もっと幅広い市民活動になっていくなということを思いました。そこが1点目です。やはり、あまり〇的に考えないで、広く考えていくことが大事だと思います。それから二つ目には、今度、後見する、例えば、高齢者のことなのだけれども、私は母が今96歳なのです、そしてすごく大丈夫なのだけれど、いわゆる物忘れだけがすごくひどい。3歩歩いたら、もう今あったことが忘れていくけれども、〇は大丈夫なのですよ。そうすると、同じ親族の中でもいろいろなトラブルが起きてくるのです。親族の中であっても、物がなくなったとか、とられたとか、誰がとったとか、しっかりとしたように見える母が言うものだから、いつもとったのは私になるのだけれども、一番近くにいる人間が疑われて、周りの人間がどんどん疑っていくみたいなことが起きたり、ある銀行に行ったら、すごく嫌な場面を見た、一つはすごく素敵な、いかにも見るからに高級な福を着た女性が、どうして良いのか分からない、行ったり来たりしている銀行の中を、「どうしたのですか」と聞くと、おろしかたが分からないというの、「いつもどうなさっているの」と聞くと、「いつもどうしているのか分からない」と言ったので、窓口に連れていったというのが一つある。その後見たのは、違う女性なのですけども、連れてきた女性が30代、何している人か分からないけれども、ヘルパーだと思うのですが、お金を下ろさせた後に、こう言った。また、どこどこでランチしましょう、と言うのですよ。明らかに、身内じゃありません。でも昼ご飯を食べている、そうねと言ってお

金を下ろしていたのだけれど、やはり何ていうのだろう、おれおれ詐欺じゃないけれども、とりいったりなんかする気になれば、いくらでもやれるということです。もちろん身内でもできますよ。それから入った人もできるのです。やはりそういうことでの、私はある意味責任だとか、チェック体制だとか、人に対する・・・たいしたお金を持っていない人を対象にするというながらも、それぞれ小銭は持っていますから、やはりある意味で、トラブルの犯人にされないようにとか、逆な意味で、そういうふうなことの起きないようにというふうな、チェック体制というのがとても必要、チェックと研修体制というのが必要だなというふうに思っているのです。もう一つ身近なことだから、私の先輩、5つ上ですから70代の方が、彼女が言うには、やはり独り身だから、いずれ自分も対象になると、そのためには、自分もきちんと知っていたいとか、それから自分も役に立ちたい、同じように彼女が志望したのは、これともう一つは、年間5千円までが上限で、介護支援ボランティアポイント制度、それにもやはり行っているのです、それでとても身近に・・・

だから、本当に私達ぐらいの年代の人達が、自分がある意味、行く末を考えながら勉強を始めていく、やはり彼女が言っていたのは、行きたいけれどやはり年間5千円というのは、ちょっとねと、お金ではないけれども・・・やはりきちっと責任を持ったり、何かというのは、すごい高額はいらないけれども、それなりのお金というのはきちっとやはり持たせるべきだと、さっきの話ではないけれども思うのです。ちなみに離婚調停なんかの1時間の時給は高いです。私は何か、それをある意味で引き受けたのは、逆な意味で・・・書かないでくださいね・・・調停に行ってすごく傷つけられたという申立てがカウンセリングの中で多いのですよ。あまりにも多いので、行ってみたら、そういう実態が分かるのかなと思ったこともすごく大きかったけれど。でもやはり何ていうのだろう、いろいろな有識者という形で集まっているけれど、そういう被害の訴えも多いです。ただ、そういう中で、

すごいなと思って実際にやってみて思ったのは、ある意味できちんと保障されていると、皆一生懸命勉強しているから、そういうこともありながら、力は高まっていくというふうなことで、最終的にはあんまり気にしないほうが良いのではないかなというのと、社協とか、そういうところにつくる時にも、ある意味専門性の高い団体と、それから連立していく部分をきちんと分けながら、やっていけたらいいなと思います。

座長

岩崎先生にしても、丸藤さんにしても、小岩先生にしても、やはり核があって、そしてその核を中心にしながら地域福祉を・・・そういうすそ野を広げていき

ましようという考え方、それはそれでいいと思う。今のお金の話から、小岩先生の話の中で、よく新聞にも出てくる、後見人が使いこんだとか。この研修カリキュラムの中で倫理観とかやっているの。

成澤課長

そういう話もですね、弁護士の先生を講師に招いておりますので、そのあたり、実際に後見人になっている方、弁護士の先生それから社会福祉士の方、こういった方がきつく、その辺をしましたので。

座長

なるほど、よくあるよね新聞に出てくること。他に何か意見ありますか。岩崎先生一生懸命苦労されているけれども、今までの意見参考になりました。

岩崎先生

今の話の中で、私自身も、地域福祉の担い手ということで、含めて視野に入れて、関係機関に理解や協力をとということで、丸藤さんが非常に良い形でお話されましたけれども、それを視野に入れながら、社協自体も、私が言ったように、その中に自分達の中だけで視野狭くなって地域の支援を使って、どんどん地域に発信して、市民も理解し合っていくことを、やはり中長期で考えて・・・

座長

もう一つの高齢者の会議、別な組織の市役所の会議があるのだけれども、その中で副委員長が奥野先生、今社協の会長なのだけれども、その場でこういう意見が出てきたらどうなるのだろうか。奥野先生にはっばかけてみる。もう一つ会議あるのだけれども、そこの中でも、ちょっと出てくれば、奥野先生に火がつくのではないのかな。

三浦委員

これ、市が例えば、一町会に、例えば市民後見人というのは、将来構想として何人か、最低複数かな、2人くらいずつ誕生するように、これから養成を続けていくと思うのですよね。その時に、身近なところで、そういう相談にのって、そしてやってくれる人がいれば、何か今の日本社会の仕組みでいくと一番軽い人というのはあれですけども、日常生活自立支援事業ですよね、そういうのに対象となる人はこれで・・・一番重いのは、あるいは財産処分するとかになると、成年後見人、専門の後見人、その間に市民後見人かなと思うのです。それがうまく一貫してつながれば良いのに、それが期待する後見実施機関だとか、

家庭裁判所は成年後見として、あるいは場合によっては市民後見を使うかもしれないけれども、それを実施機関と連携をとりながら推薦をいただいて、最後決定するのは家庭裁判所だから、ちょっと範囲が違うわけですよ。そこで、要するに地域福祉の担い手、市民の権利擁護の視点でいくというと、市民後見人のあり方というのが、この実施機関・・・そこに市の考え方がきちっと入っていることが大事ですよ、実際に社協にやってもらうにしても、市から社協に対して、市の考え方をきちっと、将来構想としては、養成する時にどういう人物、今おっしゃった倫理観だとか含めて、函館市内に何人ぐらいを目途にして、養成していこうとか、そういうビジョンをきちっと持って社協に話をしていかないと、ただ、任せますポンと投げるのでは、そこを岩崎先生がおっしゃっているわけ、そうでないすかね。

岩崎先生
そうです。

三浦委員
そうですね。

座長
実際にそうだよ。

三浦委員
そこは、市の考え方がきちっとしていなければ駄目さ。だから、市民後見人の研修を受けた者からみれば、なんとなくすっきりとしない、正直申し上げると、これ私だけでない。
結局、講習を受けた、課長がおっしゃったなんとかという人の話聞いてもなんとなく力入っていない、力入っていないというのは失礼だけれど、聞いているほうが、そう受け止めるわけだ。そこを気づけて欲しいわけだ。その時に市は、なるべく努力します、そしてやっぱりそうせざるを得ない、地域福祉都市の、函館市の良いあれですよ、モデルになるわけですよ、そういう意味では一つの、そんなにお金使わなくても、やはりいかに早く市民に見えるようにするのか、15年も経っているのですよ、そこを考えないとだめですよ。

座長
市民後見人は何人のお年寄りの面倒を見るの、一人対一人。

小岩委員

そういうことはないですよ。

成澤課長

そうですね、現状、専門職の成年後見人というのは、複数の被後見人を担当されております。ただ、市民後見人が、成年後見人として選任された場合に、まだまだ経験がない中で、複数の被後見人を担当するというのは、現時的には難しいのかなというふうには思いますけれども、将来的にはどんどん市民後見人の方も、自立をしていっていただいて家庭裁判所からも、そういう信頼までいただければ、複数の方も担当するというのも、おそらく可能にはなってくるのではないのかなというふうには思います。特に、一人じゃないと、1対1じゃないとだめだとか、そういったことはないのかなと思いますけれども、当初は、一人を担当するという事で経験を積んだほうが良いのかなと思います。

座長

かなりの人数を養成しなきゃだめだね。

三浦委員

お願いするお年寄り、その人その人の症状によりますよね、よく話を聞いて一つの〇よりも、そしてやらなきゃだめだ。これで専門職後見人ならね、弁護士さんがやるとか、そうするとある程度専門的になって、案外、〇隣近所の人の支え合い、寄り添う市民後見人なのだから、そうなってくると、やはり住んでいる近くにおいて、相談に行ってくる、それが社協の特色なわけですよ、社協の相談機能というのは、そうですね。そういう部分で、市のほうも社協を育てて。

座長

ということですがけれども、だいたい議論は出尽くしたので、この件に関しては終了したいと思います。事務局のほうで何かありますか。

保健福祉部長

私のほうから、本日は、市民後見人について議論をしていただいたのですけれども、その養成をさせていただいて、この報告をもとに、研修会をやらせていただいて、38名に受講していただいたわけですがけれども、受講していただいた方が、本当に、今、市民後見の仕事が、いつから始まるのか、この辺がやはり、推薦をした方が、そのまま市民後見人になれるのかどうか、裁判所の判断が最終的にあるものですから、私どもとすると、どんどん高齢者の人口が増え

ることにもなって、養成さえすればいいのだというふうにも、実は思っていないわけですね。実は推薦したけれども、選任されなかったということになっては困りますので、この38名の方にフォローアップ研修をしていただくことによって、

家庭裁判所から信頼していただける方々として推薦をしていただく、その実績を積み重ねていくことによって、更に養成する必要性があるといったことにならないと、講座を受けたけれども全然推薦こないとか、後見の仕事に携われないとか、ということになると困るので、やはりその辺は裁判所の選任の動向も見極める必要があるだろうなというふうには思っていますね。ただ、後見ということで、せっかくこういった研修を受けていただいた方々が、先ほどおっしゃっていた・・・・・・・・・・・・・・・・・・ですね、地域福祉のこういった知識を生かした、例えば地域福祉の相談窓口になるような、そういった役割を果たしていただくということも実績な活動としてはありうるだろうなというふうには思いますので、そういったところから始めることが、モチベーションを持ち続けるためにも必要なのかなと、伺って今思いました。

それから、後見センターについて、検討委員会の報告では社協が相応しいということでご報告をいただいているわけですが、必ずしも社協でなければならないのかと、一方で、行政だから業務を委託するなり、ともかく1社に決めつけるものではなくて、複数のところから、プロポーザルなり、提案をいただいて判断をしましょうというのが、業務委託は随契は駄目ですよという大前提がありますので、相応しいということは、私も三浦委員のおっしゃるよう地域福祉の担い手として、社会福祉協議会がこういった業務は、最も望ましいという、私自身も思っているのですけれども、単純化すべき業者選定を1社随契で良いのかという議論ですよ、単純に。その時に、もちろん随契の随意契約をする理由、理屈はたつのだと思っているのですけれども、それはやはりこれから、業者選定の手法は、やはり公平公正に、誰が見てもおかしくないような形をとる必要はありますので、その辺はそれで検討の余地はあるのかなというふうに思います。

それと現状、これまで社協が、例えば日常生活自立支援事業を函館市社協として取り組んでこなかったというようなことも含めて、やはり地域福祉・・・財源の問題、どちらかという社会福祉協議会としての財政基盤の問題とか、

三浦委員

函館市社協が取り組んでこなかったというところは、ちょっと違うのです。これは北海道社会福祉協議会。

保健福祉部長

嫌，それを函館市社会福祉協議会として，道社協から委託を受けて窓口として取り組むということはできたはずなのですけれども，それは行ってこなかったということがありますけれども，含めてですね，財政基盤の問題あるいは人的支援の問題，なかなか函館市の社会福祉協議会が積極的に取り組むような，基盤が不十分だった面があったと思うのですよね，ですからその辺は，一方で行政に財政的なものを全て頼られるものも困るのですけれども，一つの社会福祉法人として，自ら財政基盤を整えていくという責任もあるわけですから，そこを一方で，行っていただきながら，行政として函館市として必要な事業については，財政的な手当をした中で，人材を，今いる人材ではなかなか，今いる人員の体制では不可能だと思いますので，そういった人的な，新たな採用も可能な財政的なものをもってお願いをしていくということで社会福祉協議会が本来果たすべきそういう役割をさらに発揮していただければいいなと思いつつながら，一方で業者選定もありますので，

三浦委員

この問題は行政の責任ですか。まず，これは，この問題は。

保健福祉部長

この問題は行政の責任ですが。このセンターを開設していくというのは行政の責任・義務としてありますけれども，それをどこにお願いするかというのは，やはり，それはまた別な。

三浦委員

そこまで言っていない。行政の責任はきちっと知る。

保健福祉部長

ただ，余りにも十分な潤沢な財源を用意して特定のところに委託することによって，果たしてそれが円滑に進むだけで済むかどうかということもありますので，やはり厳しさも持ちながら仕事はしていく必要があるのだと思う。

それから，もうひとつ，今年度4回議論していただいたが，様々な面からご指摘をいただいて有難いと思っております。

なにせ，やはり，福祉の根幹は地域福祉にあるということが，この会の皆様の共通の認識になっていると思っております，これまでこの会は地域福祉課が担当してきていますけれども，平成24年度の保健所・子ども未来部との時の整理で地域福祉課ができて，地域福祉課が担当してきていますけれども，なに

せ地域福祉課が保健福祉部の管理業務を所管して佐賀井課長のところで所管をして、函館市役所で最大の組織400人から500人がいる組織の管理から経理の仕事を含め地域福祉課長が担ってきたということで、大変なボリュームの仕事で地域福祉だけに専念できてきた訳ではないという実態があります。そういった反省も含め、今年4月からは管理課を新たに設け、管理・人事・経理関係は管理課に担って、地域福祉課は地域福祉に専念すると言いますか、管理的な業務を外して地域福祉課を新たに、ただ単純に2つに分けるということではなくて、これまで桐澤参事が担当しておりました福祉コミュニティの仕事とか、あれも地域福祉を実現しようとするものでございますので、そのような仕事など様々な桐澤参事がいま持っている仕事も併せてですね地域福祉課ということで新たに発足をさせたいと思っておりますので、名前は地域福祉課で変わらないが、さらに地域福祉に力を入れたいなということで、4月から機構改革をすることになりましたのでご報告します。

三浦委員

では、市民後見人の仕事の窓口も実質的なアプローチは地域福祉課ですよ。

保健福祉部長

いま高齢福祉課と障がい保健福祉課の両方が携わっていましたが、新たな地域福祉課の方に変更することは述べさせていただきます。

池田座長

事務局、他に何かありますか。

地域福祉課長

今回の会議は、5月下旬から6月頃を予定しています。予定が決まり次第ご連絡します。